

死亡届を提出してからの主な手続

お問合せ：029-883-1111(代表)

※手続についてのお問合せは、担当課にお願いいたします。

▼亡くなられた方の住所がつくば市にあった場合のご案内です。

▼つくば市では、ご遺族様の手続の負担を軽減するため、主な手続をまとめて受け付ける「**おくやみ窓口**」を設置しております。詳細につきましては、裏面をご覧ください。

| 手続ができる場所 | | |
|-------------------------|--------|--------|
| 担当課 | おくやみ窓口 | 窓口センター |
| 市民窓口課 ⑯～⑲番窓口 | ○ | ○ |
| お勤め先など | | |
| 国民健康保険課 ⑦番窓口 | ○ | ○ |
| 医療年金課 ⑤番窓口(後期) | ○ | ○ |
| 医療年金課 ⑥番窓口(年金) | ○ | ○ |
| 年金事務所 | | |
| 市民窓口課 ⑳番窓口 | ○ | ○ |
| 国民健康保険課 ⑦番窓口 | ○ | ○ |
| 医療年金課 ④番窓口 | ○ | ○ |
| 介護保険課 ⑳番窓口 | ○ | ○ |
| 高齢福祉課 ⑳番窓口 | ○ | ○ |
| 障害福祉課 2階④⑩番窓口 | ○ | ○ |
| 医療年金課 ④番窓口 | ○ | ○ |
| こども政策課 ③番窓口 | ○ | ○ |
| 幼児保育課 ①番窓口 | ○ | ○ |
| こども育成課 ②番窓口 | ○ | ○ |
| 資産税課 2階⑳番窓口 | | |
| 法務局 | | |
| 市民税課 2階⑳番窓口 | ○ | ○ |
| 茨城県運輸支局 | | |
| 軽自動車検査協会 | | |
| 環境保全課 4階 | ○ | ○ |
| 農業委員会事務局 コミュニティ棟3階 | ○ | ○ |
| 農業政策課 コミュニティ棟3階 | ○ | ※ |
| 鳥獣対策・森林保全室 コミュニティ棟3階 | ○ | ※ |

| | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|--|---|
| 亡くなった方は世帯主でしたか | <input type="checkbox"/> | 世帯主が亡くなったあと、同じ世帯に15歳以上の方が2名以上残る場合は、死亡日から14日以内に世帯主変更届が必要で 手続に必要なもの：本人確認書類（別世帯の方が手続する場合、委任状も必要です） | |
| どの健康保険証をお使いでしたか | <input type="checkbox"/> | 社会保険 共済保険など | 市役所での手続は不要です。 関連の手続は加入する保険組合にお問合せください。 |
| | <input type="checkbox"/> | 国民健康保険 | 葬祭を行った方に葬祭費が支給 されますので手続をしてください。 |
| | <input type="checkbox"/> | 後期高齢者医療制度 | 葬祭を行った方に葬祭費が支給 されますので手続をしてください。 |
| 年金はどちらにご加入でしたか | <input type="checkbox"/> | 国民年金 | 状況により手続が異なりますので、まずはお問合せください。 例：未支給年金の請求・死亡一時金・遺族基礎年金等 ※20歳未満で年金をもらっていた方も、お問合せください。 |
| | <input type="checkbox"/> | 厚生年金 | 年金事務所(土浦年金事務所：029-825-1170)にお問合せください。 |
| 次のものをお持ちでしたか | <input type="checkbox"/> | 印鑑登録証 | |
| お持ちでしたら窓口 に返還してください | <input type="checkbox"/> | 国民健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ（世帯主が亡くなった場合は世帯全員分） 限度額認定証（世帯主や所得区分の変更が伴う場合は世帯全員分） | |
| | <input type="checkbox"/> | マル福受給者証 | |
| | <input type="checkbox"/> | 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証 | |
| | <input type="checkbox"/> | 緊急通報システム装置（固定型端末の場合は、本体機器とペンダント型送信機の両方をご返却ください。） （携帯型端末の場合は、本体機器と充電器一式の両方をご返却ください。） | |
| | <input type="checkbox"/> | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、福祉サービス受給者証、地域生活支援サービス受給者証 | |
| 次の手当は受給していましたか | <input type="checkbox"/> | 特別障害者手当 特別児童扶養手当 在宅障害児福祉手当 | 経過的福祉手当 障害児福祉手当 難病患者福祉金 |
| 亡くなった方に 児童がいる または 児童が亡くなった | <input type="checkbox"/> | マル福(医療福祉費支給制度) (高校生以下の児童(一定以上の障害の場合は20歳未満)) | マル福の手続が必要な場合があります。 詳しくはお問合せください。 |
| | <input type="checkbox"/> | 児童手当(中学生以下の児童) | 受給者の変更、資格喪失の届出、未払分の請求が必要な場合があります。 |
| | <input type="checkbox"/> | 児童扶養手当 (高校生以下の児童(一定以上の障害の場合は20歳未満)) ひとり親家庭等児童福祉金(中学生以下の児童) | 受給者の変更、資格喪失の届出、未払分の請求が必要な場合があります。 父親または母親の死亡により母子家庭または父子家庭となった場合、手当が請求できる場合があります。お問合せください。 |
| 保育所に入所 していましたか | <input type="checkbox"/> | 保育所に入所していた児童またはその保護者が亡くなった場合、届出が必要な場合があります。 | |
| 児童クラブを 利用していましたか | <input type="checkbox"/> | 公営児童クラブを利用している児童またはその保護者がなくなった場合、届出が必要な場合があります。 | |
| 土地・家屋等の 固定資産を お持ちでしたか | <input type="checkbox"/> | 固定資産税の相続人代表者の指定届出が必要です。相続人の方へ3から6か月後に届出書の提出依頼を書面で送付いたします。 | |
| | <input type="checkbox"/> | 不動産の所有権移転登記申請が必要です。詳しくは法務局(水戸地方法務局つくば出張所：029-851-8186)へお問合せください。 | |
| バイクや軽自動車 をお持ちでしたか | <input type="checkbox"/> | 原付・小型特殊自動車 (農耕作業用含む) | 廃車・名義変更手続きが必要です。標識交付証明書をお持ちください。 ※廃車の場合はナンバープレート、相続人以外に名義変更する場合は譲渡証明書をお持ちください。 |
| | <input type="checkbox"/> | 排気量が125cc以上の 二輪軽自動車 | 茨城県運輸支局土浦自動車検査登録事務所(050-5540-2018)へお問合せください。 |
| | <input type="checkbox"/> | 四輪の軽自動車 | 軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所(050-3816-3106)へお問合せください。 |
| 犬を飼っていましたか | <input type="checkbox"/> | 犬の登録事項変更手続きが必要です。状況により手続き方法が異なりますのでお問合せください。 | |
| 農業者年金受給者 (加入者) でしたか | <input type="checkbox"/> | 農業者年金受給者(加入者)がなくなった場合には届出が必要です。亡くなった方の戸籍の全部事項証明、亡くなった方と請求者の関係がわかる証明をお持ちください。 | |
| 農地の相続は ありましたか | <input type="checkbox"/> | 相続等で農地を取得した場合には届出が必要です。詳しくはお問合せください。 | |
| 農地中間管理事業 の利用者でしたか | <input type="checkbox"/> | 農地中間管理事業の利用者の場合は名義変更の届出が必要です。詳しくはお問合せください。 | |
| 森林所有者でしたか | <input type="checkbox"/> | 森林を所有している方が亡くなった場合、所有者変更の届出が必要です。相続完了後に全部事項証明書(土地の登記簿謄本)をお持ちください。 | |

※ 相続登記が完了している場合のみ。完了していない場合は各課でのお手続をお願いいたします。

◆ 手続場所のご案内

| 手続場所 ※手続内容によっては、一度で手続が終わらない場合や、市役所以外での手続を要するものがあります。予めご了承ください。 | | |
|--|---|--|
| | 担当課 または 窓口センター (予約不要) | おくやみ窓口 (要予約) |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・予約不要で手続できます。 ・当日の混雑状況によっては、受付までの待ち時間が発生する場合があります。 ・窓口センターでは行えない手続があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・お電話での予約が必要です。予約方法につきましては、下部の「おくやみ窓口の予約方法」をご覧ください。 ・主な手続をまとめて受け、ご遺族様の負担を軽減します。 ・受付までの待ち時間はありません。 |
| 時間 | 以下の時間帯に、直接窓口へお越しください。 【本庁舎、筑波・大穂・豊里・桜・谷田部・荃崎窓口センター】 8時45分～16時30分 ◆開庁日：(月)～(金) ※祝日及び年末年始を除く 【つくば駅前市民窓口センター】 10時00分～18時30分 ◆開庁日：(火)～(土) ※祝日及び年末年始を除く ※(火)～(金)の16時30分以降及び(土)は受付できない業務もあります。 | ご利用は1日2枠です。(要事前予約) ① 9時15分～ ② 15時00分～ ◆開設日：(月)～(金) ※祝日及び年末年始を除く |
| 場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・つくば市役所本庁舎 各担当課の窓口 ・各窓口センター (筑波・大穂・豊里・桜・谷田部・荃崎・つくば駅前) | <ul style="list-style-type: none"> ・つくば市役所本庁舎 2階④番窓口 |

おくやみ窓口の予約方法

| ① ご案内送付 | 死亡届出の約1～2週間後、届出人に必要な手続をご案内する文書を送付します。 ※以下の場合送付対象外です。 ①亡くなられた方の住民票がつくば市にない場合 ②届出人がご親族以外の場合 ③死亡届を他市区町村に提出し、かつ本籍がつくば市にない場合 |
|---------|--|
| ② ご予約 | お電話 にてご予約ください。 029-883-1111 (「おくやみ窓口の予約」とお伝えください。) ●受付時間：(月)～(金) 8時45分～16時30分 ※祝日及び年末年始を除く ●ご予約枠：① 9時15分～ ② 15時00分～ |

◆ 其他のご案内

▼ 住民票(除票)・戸籍謄本等の交付請求について

- ・住民票(除票)の請求先：故人の住所地の市区町村
- ・戸籍謄本等の請求先：故人の本籍地の市区町村
 ※令和6年(2024年)3月1日以降は、戸籍謄本等が最寄りの市区町村で取得できる場合があります。
 詳細については、つくば市ホームページをご覧ください。

死亡届後、故人の証明書が発行できるまでには時間がかかる場合があります。

▼ 死亡届後、故人の証明書が発行できるまでの期間(目安)

| 証明書 | 期間(目安) | |
|-------------------------------|-------------------------|--------------------|
| 住民票(除票) ※故人のマイナンバーは記載できません | 故人の住所がつくば市で、死亡届をつくば市に提出 | 即日 (休日に提出→翌開庁日) |
| | 上記以外 | 1～2週間程度 |
| 戸籍謄本等 | 故人の本籍がつくば市で、死亡届をつくば市に提出 | 2週間程度 |
| | 上記以外 | 2～3週間程度 |

▼ 故人の証明書を取得できる方

| 証明書 | 取得できる方(取得の際は本人確認書類が必要です) |
|---------|---|
| 住民票(除票) | ・利害関係人※ |
| 戸籍謄本等 | <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者・直系血族(父母や子、孫など) ・故人と同一戸籍に記載されている方 ・利害関係人※ |

※ 上記の方以外は、別途書類の提出が必要な場合、または取得できない場合があります。
 ※ 利害関係人とは、自己の権利行使や義務履行のために必要な方や、官公庁へ提出が必要な方のことです。利害関係人であることを示す資料の提示が必要な場合があります。

▼ 死亡届の提出

死亡届の他に、戸籍の除籍や住民票の除票を行う手続は必要ありません。
 死亡届を提出いただきますと、戸籍や住民票にはその旨が記載されます。本籍地や住所地以外の市区町村に死亡届を提出した場合も、提出地から関連する市区町村に通知されます。

死亡届を提出したかどうか分からないとき

死亡届を預けた代理人の方(葬祭業者等)にお問合せください。火葬には、死亡届を提出し火葬許可証を取得する必要がありますので、火葬がお済みの方については原則死亡届は提出されています。

■ 死亡届記載事項証明書(死亡届の写し)について

年金・保険金請求の際の添付書類として、死亡届記載事項証明書(死亡届の写し)を請求する場合、法令等で提出が義務付けられているとき以外は、原則として証明書を交付できませんので、ご注意ください。

▼ 土地・建物の相続があるとき：相続登記

土地や建物などの不動産の相続が発生した場合、相続登記が必要です。相続登記をしないままにすると、様々な問題が発生するおそれがあります。なお、令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。また、相続手続に活用できる「法定相続情報証明制度」があります。詳細は水戸地方法務局つくば出張所(029-851-8186)にご相談ください。

窓口のご案内

つくば市役所 電話：029-883-1111(代)
 〒305-8555 つくば市研究学園1丁目1番地1

| | |
|---------------|----------------|
| 筑波窓口センター | つくば市北条5060番地 |
| 大穂窓口センター | つくば市筑穂1丁目10番地4 |
| 豊里窓口センター | つくば市高野1197番地20 |
| 桜窓口センター | つくば市流星台61番地1 |
| 谷田部窓口センター | つくば市谷田部4711番地 |
| 荃崎窓口センター | つくば市小荃320番地 |
| つくば駅前市民窓口センター | つくば市吾妻1丁目8番地10 |